

公告

県営千曲川沿岸塩崎地区土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により次に掲げる事項を公告します。

なお、変更後の県営千曲川沿岸塩崎地区土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営んでいない者又はその地域内の農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用及び収益している者で、その農用地又は土地について変更後の県営千曲川沿岸塩崎地区土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和7年9月22日までに長野市農業委員会に申し出てください。

令和7年9月8日

長野県知事 阿 部 守 一

1 県営千曲川沿岸塩崎地区土地改良事業変更計画の概要

2 受益地の転用に関する特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の農用地が、この事業の工事の完了の日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定した場合にあっては、当該指定に係る年度）から起算して8年を経過しない間に農用地以外に転用される場合には、長野県営土地改良事業分担金等徴収条例の規定に基づき、当該転用農用地について特別徴収金を徴収されることがある。

農地整備課

千曲川沿岸塩崎地区 土地改良事業変更計画概要書

第1章 目 的

本地区は、長野市の南部、千曲川と聖川の合流部に位置し、りんご、桃、米作の複合経営を展開している。本地区の周辺では、千曲川の水位上昇に伴う内水氾濫が繰り返し発生し、受益地への湛水被害が生じていたことから、昭和 58 年から 62 年にかけて県営湛水防除事業塩崎地区により排水機場の整備が行われた。

排水機場の設備は、平成 16 年にポンプをオーバーホールしているほかは、日常点検時に支障がある設備を適宜補修している。しかし、設置後 30 年以上が経過し、各設備の耐用年数が超過し、製造中止に伴う部品交換もできない状況にあることから、早急に対策を講ずる必要がある。

また、近年のゲリラ豪雨の増加や地域内の都市化の進行により、流出量は増加傾向を示し、一部の農地では湛水被害も発生している。このため、排水解析を行い、適切な排水能力を有した設備に更新することで、湛水被害を未然に防止することを目的に事業を実施する。

第2章 地域の所在及び現況

1 地域の所在

長野県長野市篠ノ井塩崎の区域

2 気 象

長野市は内陸性気候に属し、年平均気温は 11.8℃で、気温の日較差や年較差が大きい。年間降水量は 941.8mm と少なく、日照時間が長いことが特徴である。

3 土地状況

受益地は、北側に聖川、東側に千曲川が流下し合流する千曲川左岸に広がる標高 354.6m から 356.4m の平均傾斜 1/1,000 程度の樹園地及び水田地帯で、受益地の北東側の標高が低いことが特徴である。その結果、地区内の基幹排水路は 1/1,200 程度の緩傾斜で聖川に排水している。

土壌は、水田が中御所統、畑が岩野統に分類され、主に千曲川から運ばれてきた河成堆積土で構成されている。

4 水利状況

受益地の用水は、千曲川からポンプアップした塩崎用水（受益面積 200ha）及び雨水に依存しており、合計 38ha の農地をかんがいしている。

排水は、湛水防除事業等によって整備した幹線排水路（浄信寺川）を使用し、排水機場から通常時は自然排水、聖川及び千曲川の水位が高い際には機械排水で聖川へ排水している。

5 営農状況

受益地は、昭和 50～55 年に実施した水質障害対策事業により整備された揚水ポンプによりかんがいし、基幹作物の水稻、りんご、桃を中心に営農を展開している。

近年では、近隣の J A 内に設けられた農作物直売所に地区内で生産されたこれらの果樹等が多く出荷されており、地元の購入者だけでなく、都会からの来訪者も多く購入するな

ど好評を得ている。

6 地域環境の概況

本地区では、レッドデータブック等に掲載されている希少種等の生息は確認していないものの、幹線排水路内でフナ、ドジョウなどの生息を確認している。

また、本地区の受益地では多面的機能支払交付金の活動組織である「塩崎水利管理組合」が多面的機能支払交付金活動を行っている。

第3章 変更の内容及び理由

1 変更内容

受益面積の減（10%以上の減） 64.5ha → 45.5ha

2 変更理由

・千曲川遊水地の整備に伴う受益面積の減

当初、排水受益 64.5ha、全排水量 3.8m³/s で計画していたが、国土交通省の信濃川水系緊急治水対策プロジェクトの治水対策として地区内に遊水地の建設が計画され、受益地約 19ha が減少することとなった。

このため国土交通省と協議を行った結果、本事業としては減少後の受益面積 45.5ha の被害を防ぐポンプ整備(3.0m³/s)を行い、国土交通省は遊水地建設の影響を解消する目的で不足分(0.8m³)を充足する整備を行うことで合意が図られた。

これにより本地区の受益面積が 10%以上の減となることから、計画変更を実施する。

なお、本地区で整備予定であった排水設備の不足分の改修計画については、原因者である国交省へ引継ぎ、本事業を完了する。

(国土交通省施工ポンプゲート排水量 1.8m³/s)

第4章 基本計画

1 事業計画

本排水機場は、地区の北東側の農地等の湛水を防ぐため昭和 58 年から昭和 62 年にかけて整備した。設置後 30 年以上が経過し、各設備の耐用年数も経過しており、施設の改修が必要となっている。

そこで、機場内の設備を点検し各設備の劣化状況を確認するとともに、機場運転管理者への聞き取りを行い、設備の不具合状況について調査した。設備ごとに劣化状況が異なることや、設備の製造中止に伴い部品交換ができない等の状況があるため、設備ごとに全面更新、部分更新と区別し改修することで、排水機場としての機能を回復させ、農業生産環境面の維持、周辺住宅等の安全を確保する。

2 営農計画

排水機場の能力を回復させることで地域の防災能力を維持し、水稻及び果樹を中心とした複合経営など現在の営農形態を維持する。

3 用水計画・排水計画

受益農地への農業用水は千曲川からポンプアップした塩崎用水(受益面積 200ha)及び雨水に依存しており、幹線用水路を経て各ほ場に配水されており、計画用水系統は現況と同

様である。排水も、幹線排水路（浄信寺川）は現在そのまま維持されるため、計画排水系統も現況と同様である。

4 主要工事計画

事業名	工種	事業量	構造等
農業用排水施設の変更	排水機場工	1箇所	1号ポンプ、2号ポンプ（更新） 1号原動機、2号原動機（更新） 建屋、除塵機、ゲート等（部分更新） 制御盤（更新）

5 環境との調和への配慮

事業の実施に当たっては、現在の環境を維持・保全していくことを基本とし、本地区では幹線排水路内に生息する魚類等の生息環境について適切な保全対策を講じる。

本地区は、長野市田園環境整備マスタープランにおいて「環境配慮区域」に位置付けられており、工事の実施による環境への影響を考慮し、ミティゲーション5原則による対策を組み合わせることとする。

- ・工事の実施において、油脂類を河川に流出しないよう防止対策を講じる。
- ・工事で使用する重機等は排出ガス対策型を使用し、地域環境との調和に配慮する。

第5章 費用の概算

(442,000)

総額 479,637 千円（令和6年度単価）

第6章 効 用

事業名	算定項目	年総効果額
農業用排水施設の変更	作物生産効果	— 千円
	品質向上効果	— 千円
	営農経費節減効果	— 千円
	維持管理費節減効果	(Δ 509) Δ 668 千円
	災害防止効果（農業）	(326,782) 204,502 千円
	災害防止効果（一般資産）	(19,336) 34,520 千円
	国産農産物安定供給効果	— 千円
合 計		(345,609) 238,354 千円

(7,142,809)

年総効果(便益)額 6,640,993 千円

(859,695)

総費用 1,458,205 千円

(8.30)

総費用総便益比 4.55

第7章 他の事業との関係

該当なし

第8章 計画概要図

別添のとおり

県営千曲川沿岸塩崎地区土地改良事業 計画概要図

塩崎排水機場
A=45.5ha
横軸傾流φ900(φ800)×2.3m
Q=3.8(2.5)m³/s

凡例

- 市町村界
- 受益
- 流域
- 排水機場
- 排水樋門
- 高速道路
- 国道
- 主要地方道
- 県道
- 幹線水路

事業名	県営農村地域防災施設事業（治水防範事業（小規模））		
地区名	千曲川沿岸塩崎地区		
図面名称	計画平面図		
縮尺	図示	図面番号	1 / 1
作成年月日	平成	年	月 日
測量			
設計			
施工			

事 業 名	廣豐農村地城防災減災事業（洪水防除事業（小規模）		
地 区 名	平曲川沿岸塩崎地区		
図面名称	計画平面図		
縮 尺	図示	図面番号	1 / 1
作成年月日	平成 年 月 日		
測 量			
設 計			
発注主体			
施 工			